

犬・猫の適正飼養のお願い

いいね！ シェアする ツイート

更新日：2023年10月24日

犬・猫の習性などを正しく理解し、責任を持って飼いましょう

犬・猫を飼い始める前に生態、習性、生理などを十分に理解し、正しい飼い方の知識を身に着けましょう。適正でない飼い方をしてしまうと、犬や猫が不幸になるばかりか飼い主や近隣の方にも迷惑がかかってしまいます。一度飼い始めたら、飼い主が責任を持って終生飼養するよう心掛けるようにしましょう。

野良猫にエサを与えている場合、飼い主としての責任が生じます。野良猫が他人の物を壊す等の損害を与えた場合、エサを与えている方が責任を負う可能性があります。責任を負うことを自覚せずにむやみに野良猫へエサを与えることは避けましょう。

適正飼養とは

- 動物の生態、習性、生理をよく理解し、愛情と責任をもって終生飼養すること
- 飼養者自身や近隣に危害を及ぼさない飼い方、しつけや訓練を行うこと

近隣住民の方に危害や迷惑が及ばないようにしましょう

糞尿、抜け毛などで近隣・公共の場の衛生環境を悪化させないようにしましょう。公園などの公共の場や他人の土地に糞を放置することは、周囲の迷惑になるため飼い主が責任を持って回収し処分してください。

また散歩をする際も、通行人に突然飛び掛かったり、走りだしたりしないように犬を制御できる方がリードを持ち、短くしっかりと持ちましょう。リードを着けずに散歩をする行為は禁止されているので注意してください。しつけや訓練をし、未然に防ぐことも飼い主としての責任となります。

むやみに繁殖させないようにしましょう

計画性のない繁殖を繰り返してしまうと、適正飼養ができなくなる可能性があります。手間や時間、空間、費用などは限りがあり、自身が飼養できる適正のレベルをしっかりと把握し、数が増えすぎないように対策をしましょう。繁殖防止として、去勢や不妊手術などがあります。

猫のTNR活動について

さつま町では、令和4年より公益財団法人どうぶつ基金（下記リンクをご覧ください）が運営する「さくらねこ無料不妊手術事業」に加入し、TNR活動を推進しています。

この事業は、どうぶつ基金が発行するチケットを利用し、動物愛護団体やボランティアの協力のもと、地域猫(野良猫)や多頭飼育崩壊の猫を捕獲(TRAP)し、不妊・去勢手術(NEUTER)を行って、元の場所に返す(RETURN)ものです。

この事業を行うことで、野良猫の数を今より増やすことなく、一代限りの命を全うさせることができます。

なお、この事業はあくまでも地域猫(野良猫)と多頭飼育崩壊の事案を対象にしています。前述のとおり、ご自宅敷地内等でエサを与えている猫については、飼い主の責任で不妊・去勢手術を行いましょう。

公益財団法人どうぶつ基金

公益財団法人どうぶつ基金は、1988年に設立されて依頼、人とどうぶつが幸せに共生できる社会づくりに貢献しています。犬や猫の行政による殺処分を早期にゼロにするためにさまざまな取組をおこなっています。くわしくは、次の公益財団法人どうぶつ基金のホームページをご覧ください。

[公益財団法人どうぶつ基金 トップページ](#)（外部リンク）

さくらねこ無料不妊手術事業

公益財団法人どうぶつ基金が不妊手術・ワクチン・ノミ駆除薬の費用を全額負担する「さくらねこ無料不妊手術事業」に参加し、地域猫活動を行うボランティア団体等と連携してTNR事業を行います。

「さくらねこ無料不妊手術事業」とは、飼い主のいない猫に対し「さくらねこTNR（Trap/捕獲し、Neuter/不妊去勢手術を行い、Return/元の場所に返す、その印として耳先をさくらの花びらのようにV字カットする）」を実施することで、繁殖を防止し、「地域の猫」「さくらねこ」として一代限りの命を全うさせ、飼い主のいない猫に関わる苦情や、殺処分の減少に寄与する活動です。

猫の適正飼養に関するガイドライン

さつま町では、猫の適正飼養に関するガイドラインを定めています。このガイドラインでは、猫を飼うだけでなく、周辺住民や猫にかかわるすべての人にご理解いただきたい内容を定めています。猫の飼養において、少しでも理解が進み、近隣住民とのトラブルを未然に防ぐ意味でも、ご一読いただければと思います。

[さつま町猫の適正飼養に関するガイドライン \(PDFファイル: 1.3MB\)](#)

[さつま町猫の適正飼養に関するガイドライン【概要版】 \(PDFファイル: 175.2KB\)](#)

この記事に関するお問い合わせ先

さつま町役場 町民環境課 環境係

〒895-1803

鹿児島県薩摩郡さつま町宮之城屋地1565番地2

電話番号：0996-24-8928

ファックス：0996-52-3514

[メールフォームによるお問い合わせ](#)



PDFファイルを閲覧するには「Adobe Reader (Acrobat Reader)」が必要です。お持ちでない方は、左記の「Adobe Reader (Acrobat Reader)」ダウンロードボタンをクリックして、ソフトウェアをダウンロードし、インストールしてください。